

議案第21号

博多港入港料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年2月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、入港料の額を改める必要があるによる。

博多港入港料条例の一部を改正する条例

博多港入港料条例（昭和52年福岡市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の博多港入港料条例第2条第2項第2号の規定は、この条例の施行の日以後の入港に係る入港料について適用し、同日前の入港に係る入港料については、なお従前の例による。